



定價一匁

公私雜報

第十三號



西垣文庫
文庫 10
7290
12



伏稟

迷子まひご 欠落かひおち 落物おちもの むらひ物 盗ぬすまを物
及び諸賣もの等々多く廣く世に弘め或は
問へば便に成得たき事ありべ少しも遠慮な
く其もよろくの書林又を繪草子屋の事が
と委しく書きたるし出遣をして成に速に
出板しゅばんしつ四方に告ぐ知らせ申去るべく
辰四月

公私雜報會社

西田文庫



公私雜報第十二號

慶應四年五月十二日

○横濱新聞タイムス之譯抄出

方今日本の政法次第は傾き綱維遂に衰へて四
方戦ひ日々に起るその國人互ひに相賊ソウジを余
輩ツラク熟々之に成伺ふや或公威を借りて私怨を報
し或正義に托して邪智を逞し或親戚お争ひ
或君臣相攻むるに至る可憐近日南北黨の戦ひ
大に發して全國分裂人民塗炭に陥らんとする
乃兆なり既に先月十九日、廿日、廿一日、と三日の

間日光宇都宮邊に於て戦又大ひし始を至今度の勝敗如何の何もの手歛戦死の者夥しき由なり

南方の政府の萬事未を調さばしき道理猶全き哉得を故に國人の信用も亦厚かしくしき京坂の兩地騷然又寥然多きと嗚呼若し北方連盟の諸侯にむかひ卒然と不法の戦を起さし至らば或の一戦の敗終に全局の勝を失ふ及ふ多きなり

○閏四月四日朝廷御布告

此度大總督宮言上の趣由有之徳川□□降伏謝罪奉仰 天裁いし付るに非常至仁之 慮慮を以て寛典の御所置つは仰出依之來る七日 還幸は為 在の旨 仰出されし事

閏四月

○神祇局并兵庫裁判所の御沙汰の趣
太政更始之折柄表忠の盛典は為行天下の忠臣孝子を勸奨は遊いに於て楠贈正三位中将正成精忠節義其功烈萬世に輝き真に千歳の一人臣子の龜鑑とい故今般神禱を追謚し社檀造營は

遊度 思食より依^テ之金千兩 御寄附^ニ為^レ在^ル事
但正行以下一族の者等鞠躬^{キク}尽力^{キク}其功勞不少
段追賞^ニ遊合祀可有之旨^ニ 仰出^ル事

四月

先般 御誠誓之旨より為^レ基此度 還幸の上ハ
思食よりつゝ不日二條^ニ 玉座^ニ為^レ 移萬
機親敷^ニ為^レ 聞食猶ほ餘暇よりつゝ文武御講
究^ニ為^レ 遊^ハ旨^ニ 仰出^ル以^テ付弥^以て公
卿列藩士民^ニ至^リ迄^テ有^レ勉勵 御沙汰^ハ事

閏四月

○薩公權を專らんとする兆^ニと佛國トモ
豫^ニめ忠告せし書翰

普魯西^{プロイセン}の政府飽くことなき欲を逞みし戦争
を起せしにこそ政體の平穩を害せし痛嘆を
感ずることなきか若し此戦争おくる宇内才一
の博覽會も一時歐羅巴の盛昌を開く處一假令
博覽會の事全く調ふに至らばとも其勝盛秀美
ある代りつゝ世人の望を失ふことあるを
日本の博覽物も次第に輸送し此事を助成あり
しむる人皆其功ありし事を称せし又日本の貿易

及び工作の事、於るの大は有益なる所あり、
實に亞細亞洲中は卓越せりと云ふべし然るに此
事と反して國內政務の事に就る大君政府統
御の權を失ふの恐を有る

歐羅巴は未だ曾て聞かざる大名の政事將
興して其威を振るとは是は向後の憂なきに
しゆあはれ此六ヶ月以來より薩摩侯琉球王國
の名世界の政体に關するところあり其以前
我等素より之を知らざり況や宇内政務の上は其
名を稱する者も人々然るに今日に至りては皆之

を稱する既に博覽會の名籍にも松平修理大夫
源茂久琉球統轄の王殿下と記せざるありに帝
國日本の名其産物の事を記さざりて見む余之を
知る

大君殿下の使節と薩摩侯の使者と會合あり此
會合の事の親睦を旨として巴里^{パリ}はもと日本の事
務に係る「レスセプ」と云ふ人の家にて催せ
る其時双方より決定ありし琉球の其儘に置
きて薩摩侯の博覽會を別にして其旗章を用ひ
大君の博覽會と共に之を行はばと此會合の故

とめりし予今日薩摩の博覽物の飾を見り佛
蘭西語を以て日本薩摩の政府と書るを右事件に
付り今巴里に在る 大君殿下の使節又予が意
見を述べ其形勢を説しを予にわたくし大事と思
ふことゆゑを篤く熟考ゆゑ誠信もる故に既に
外國局に由り此事の告知ゆゑしと見ゆ予又巴里
に在る 大君の使節に其望に應じ薩摩侯
の製せし褒賞金の圖を寫し出せしれ博
覽會の初日又薩摩の使者の頭上を我國帝の眼
前呈するものなりと此書添へる圖を見

く知り給ふ事 今日飛脚船の出帆又望む以
て委曲を尽さし違はれん

千八百六十七年第四月廿四日

チャルレ、テラパルト 記

ローニ 羅尼 閱

日本外國局へ呈す

右の薩州侯以前より權を専らし琉球國王
の名を以て外國へ交際を聞きたるよを證を
るふ為に記す

薩摩琉球國主の褒賞金之圖

鑄金



裏に薩摩政府琉球國主の横文あり

